

# かもな園 居宅介護支援事業所

事業所名	社会福祉法人 さわらび会 かもな園居宅介護支援事業所		
代表者の役職・氏名	理事長 川内 茂徳		
管理者の役職・氏名	主任介護支援専門員 桃野 洋子		
所在地	徳島県徳島市名東町2丁目454番地		
電話番号・FAX番号	TEL (088)633-6565 FAX (088)633-6568		
サービス提供地域	徳島市と周辺地域		
営業日	月曜日～日曜日	※ 左記の営業日・営業時間の他、電話等により 24時間常時連絡可能な体制となっています。	
営業時間	午前8時半から午後5時半まで		
介護保険指定番号	3670100035		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。</li> <li>●保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき下記の料金をいただきます。なお、この際に当事業所から発行されたサービス提供証明書を市町村窓口を提供しますと、全額払い戻されます。</li> </ul>		
基本料金	要介護1, 2 . . . . . 10, 000円 要介護3, 4, 5 . . . . . 13, 000円		
費用	加算	料金	要件(抜粋)
	特定事業所加算(Ⅱ)	3000円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催する。 24時間体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保している。 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 指定居宅介護支援を行う利用者数が介護支援専門員1人あたり40名未満であること。 主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
	初回加算	3000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が二区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合。
	医療連携加算	1500円	利用者が入院するにあたり、当該病院へ利用者の心身の状況、生活環境、サービス利用状況等必要な情報を遅くとも7日以内に提供した場合。
	退院・退所加算(Ⅰ)	4000円	入院、入所期間30日以内の利用者の退院、退所に当たって、当該病院施設の職員と面談をして利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合。
	退院・退所加算(Ⅱ)	6000円	入院、入所期間30日超の利用者の退院、退所に当たって、当該病院施設の職員と面談をして利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合。
	認知症加算	1500円	日常生活に支障をきたすおそれのある認知症の利用者に対して居宅介護支援を行った場合。
	独居高齢者加算	1500円	独居高齢者に対して居宅介護支援を行った場合。 利用者が住民票上、単独世帯であることや介護支援専門員のアセスメント、モニタリングを通じて、利用者の独居を確認した場合。尚、住民票の取得においては、利用者の同意が必要であると共に取得に要する費用については事業者が負担する。

## ●居宅介護支援事業所とは

介護保険を利用する介護の必要な方や、ご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況 を考慮して、適切なサービスが利用できるように支援する事業所です。

介護支援の専門の資格を持つケアマネジャーが、ご利用者とサービス事業者のパイプ役となり、連絡・調整や介護に関するさまざまなご相談に応じます。

また、継続的なサービスの評価、苦情の受け付けなどを行います。

## ●ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

県知事より指定を受けた  
指定居宅介護支援事業所に配置された専門職員のことをいいます。

要介護認定、要支援認定を受けた方からのご依頼に応じて、ご希望や身体の状態にあった介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。